

近畿大学学生のヘイトスピーチに関する認識から人権教育のあり方を考察する

近畿大学非常勤講師

一般財団法人 アジア・太平洋人権情報センター職員 藤本 伸樹

ヘイトスピーチの認識に関する予想外な結果

「外国人の人権に関する意識調査」は、学生の外国人との血縁的、地縁的、精神的なつながりの有無や距離を問う質問（問 1～5）で始まり、在日外国人に関する学習経験（問 6）、外国人労働者の受け入れ、ヘイトスピーチ、Japanese Only というキーワードを提示して外国人に対する受容性（受容的態度）と排他性（拒否的態度）について問うている（問 7～8、14）。また、外国人差別に関する認識・姿勢および在日外国人を日本人と同様の権利行使の主体として認めるか否かについて尋ね（問 9～13）、最後に外国人の増加による地域社会への肯定的あるいは否定的インパクトを問い、多民族・多文化共生社会への道筋について意見を求めている（問 15～16）。

このアンケートの集計結果を受け取ったとき、筆者が最初に目をやったのは近年急浮上してきた人権課題である問 8 のヘイトスピーチの認知と考えに関する回答であった。結果は、全回答者のなかで「知っている」が 23.5%に対して、「知らない」は 76.1%であった。ヘイトスピーチは、アンケート実施の前年である 2013 年の「新語・流行語大賞」のトップテンに選ばれるなど社会問題としてメディアで大きな注目を集めるようになってきただけに、これほどまでに低い認知度には驚いた。スマートフォンを片時も離さない学生たちにとって、日々のネットサーフィンのなかでヘイトスピーチ関連のサイトにたとえ遭遇していたとしても、小さな波しぶきのように視野に留まっていなかったのではないかと思わざるを得ない。

さらに驚いたことには、「知っている」と答えた学生のうち、ヘイトスピーチについて 15%が「共感するところがある」、13.6%が「何とも思わない」と答えていた。実に 3 割近くが人種・民族的憎悪に動機づけられた露骨な差別的言動を支持・容認していることになる。調査対象の学生は自ら選択した科目「人権と社会」の受講生であり、講義を受ける過程で人権感覚が徐々に醸成されているはずであることを考えあわせたとき、同科目を担当する教員のひとりとして、この予想外の結果に気持ちが沈んだ。

そのような厳しい結果を前にして、ヘイトスピーチを手掛かりに、学生たちの、さらには日本の市民（とりわけ日本人）のヘイトスピーチに共感する、あるいは何とも思わず鈍感でいられるといった希薄な人権感覚をより豊かにするための基盤整備をどうすべきかについて検討する必要性を痛感する。

認識の背景と意識変革の可能性を探る

今回の意識調査の結果を受けた分析のなかで、ヘイトスピーチの問題に関して、奥田論文と熊本論文のいずれもが、内外人平等（問 10. 外国人を日本人と同様に権利行使の主体として認めるか否か）の認識とクロス集計させて論じている。それらの集計値のなかで特徴的な結果として、ヘイトスピーチを「ぜったいにやめるべきだと思う」学生の多くは、「外国人も日本人と同等に人権が守られるべき」と考えている一方、ヘイトスピーチに「共感するところがある」と答えた学生の多

くが「外国人は日本人と同等の権利を持っていなくても仕方がない」と考えているということを通に導き出している。

また、熊本論文では、ヘイトスピーチを「ぜったいにやめるべきだと思う」と答えのうち約81%が「問13. 在日外国人は人権の名のもとに過剰な要求をしている」という日本人の主張に「賛同しない」としており、「共感するところがある」と考えた学生の約65%が「賛同する」としているのだ。在日韓国・朝鮮人を標的としたヘイトスピーチを扇動する集団や、駆り立てられる人びとが拠り所とするキーワードは「在日特権」である。参政権要求、生活保護、朝鮮学校無償化、通名制度。これらの課題は、日本が過去の歴史の清算をうやむやにしていることに水を得た歴史修正主義によって、在日韓国・朝鮮人による「特権要求や行使」へと論理が歪曲され、排外主義デモのなかで侮蔑的で暴力的な言葉とともに、それらの廃絶や否定が叫ばれているのである。悪質なデマであるのだが、ネットを通じて吸収し鵜呑みにしてしまう人たちが多く存在する。実際、問13の「過剰な要求」の具体的な記述内容は、参政権（26人）、生活保護（19人）、朝鮮学校無償化（12人）などであった。学生たちは、ネットサーフィンを通じて「ヘイトスピーチ」という言葉に印象づけられない一方で、ネットに溢れる歪曲された言説を摂取しているのであろう。

奥田と熊本はいずれも、ヘイトスピーチ問題に加えて、サッカースタジアムにおいて「Japanese Only」という排他的横断幕が掲出されたという想定のもとでとる学生の態度なども分析したうえで、外国人に対する差別をなくす態度や行動の形成にとって外国人とのつきあいや繋がりが有効であると指摘するとともに、人権教育が力を発揮すると述べている。なかでも、奥田は「内外人平等」の基本原則の理解や差別撤廃への社会の動きを認識することが有効であると分析し、熊本はヘイトスピーチへの共感や無関心に対して、単に「差別はいけない」と伝えるだけでは何の説得力もなく反感を招きかねないと危惧したうえで、ヘイトスピーチと闘う人たちの言説や取り組みを紹介する教育が重要であると提示している点が興味深い。

人種差別にきっぱりと否を唱える意識や態度を育むのは教育である。大学で人権教育を実施する目的もそこにある。だが、大学のみでその目的を完遂するには残念ながら時間もカリキュラムも十分ではないに違いない。人権教育・研修はあらゆる年齢の人びとに関わる生涯にわたるプロセスである。就学前・初等・中等・高等、そして社会教育というさまざまな段階における地道な取り組みこそが着実な効果を生むことにつながる。それをより現実化するために、日本における人種差別撤廃のための人権教育をめぐる課題を考察することを小論の目的とする。

日本の人権教育に関する人種差別撤廃委員会の勧告

日本が1995年に締結した「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）第7条は、締約国に対して、人種差別につながる偏見と闘い、人種やエスニック集団間の理解・寛容を促進するとともに、世界人権宣言やこの条約の目的および原則を普及させるために、教育などの分野において迅速で効果的な措置をとることを求めている。すなわち、人種差別をなくすための人権教育の実施を課しているのである。

しかし、日本で実施されている人権教育は国際社会が求める基準に達しているとはいえない。それが国際社会における長年の評価でもある。国連の人権条約監視機関が日本に対して繰り返し行う懸念と勧告のなかに映し出されている。

たとえば、国連人種差別撤廃委員会が人種差別撤廃条約の実施状況に関する第3～6回日本報

告の審査を経て2010年3月に採択した総括所見において、公務員による差別的発言が続いていることについて、その前の2001年に採択された総括所見の懸念事項（2000年の石原都知事による「三国人発言」を示唆）を改めて表明したうえで、政治家および公務員の人権意識を促進するための努力を強化するよう勧告している。同時に、とりわけ人種差別に関連した人権教育を、すべての公務員、法執行官、行政官および一般の人々に提供することも再び勧告した（パラグラフ14）。つまり、日本において公人・私人の双方に対する人権教育の取り組みが質・量ともに弱いことが指摘されたのだ。

さらに、2014年8月の第7～9回日本報告審査後に採択された総括所見のなかで、「寛容と相互理解の促進」（パラグラフ26）と題した勧告が出された。日本における外国籍者や先住民族に対する排外的で差別的ムードの高まりについて懸念を表明したうえで、(a) 公衆への教育と啓発活動の取り組みを倍増させること、(b) 学校カリキュラムへの人権教育の統合を続けること、(c) マスメディアにおいて人種調和と寛容を促進し、メディアおよびジャーナリストに人権に関するトレーニングを行うこと、(d) 領域内に住む異なる民族集団の間の相互理解と寛容の促進に関する活動を強化すること、と勧告している。

以上の勧告は「雇用への不安、犯罪への不安、差異への不安など、メディアや政策によって助長されるこれらの不安が差別意識を増幅させていることや、リスク回避意識が差別意識を生み出していることを踏まえながら、人権教育のありようを考えていく必要がある」（熊本）という課題の前方を照らすものであろう。これらの勧告は、ネガティブな意識や感情にとらわれた学生たちへの肯定的なアプローチであるからだ。

政府が実施している人権教育

日本が人権教育・啓発の推進を法制度化して以来長年が経過している。政府は2000年11月、社会的身分、門地、人種、信条、性別等に基づく差別など人権侵害の現状を踏まえて、人権教育・啓発に関する施策の推進について、「国、地方公共団体及び国民の責務」を明らかにするとともに、人権擁護に資することを目的に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（以下、「人権教育・啓発推進法」）を法務省と文部科学省の共管で制定した。

政府は、同法に基づき2002年3月、「人権教育・啓発に関する基本計画」を閣議決定した（2011年3月に一部変更）。この基本計画の推進方策として、①人権一般の普遍的な視点からの取り組み、②人権課題に対する取り組み、③人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等、④人権教育・啓発の推進体制についての方向性などをあげている。実施状況は、同法に基づき、毎年、国会に白書として報告されているのである。

最新の報告である2014年6月に発表された『平成26年版人権教育・啓発白書』の第2節「人権課題に対する取組」のなかの「外国人」の項目をみてみよう。A4サイズで76ページの白書本文のうち、「外国人」には2ページ半のスペースが割かれている（p38～40）。(1) 外国人に対する偏見・差別を解消し、国際化時代にふさわしい人権意識の育成を目指した啓発活動（法務省による講演会の開催や啓発冊子の発行など）、(2) 学校等における国際理解教育及び外国人の子どもの教育の推進（社会科の各教科、道徳、特別活動や総合的な学習の時間等を通じた国際理解教育）、(3) 外国人の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応（法務省による人権侵害事案の調査と啓発、通訳を配置した人権相談など）という章立てによる報告である。

この章立ては、毎年の白書で雛型化されているのだが、『平成 26 年度版』はヘイトスピーチに関する記述が初めて登場している。以下はその抜粋だ。

〔(1) 外国人に対する偏見・差別を解消し、国際化時代にふさわしい人権意識の育成を目指した啓発活動〕

法務省の人権擁護機関では、国民の全てが国内・国外を問わず、あらゆる人権問題について理解と認識を深め、真に国際化時代にふさわしい人権意識を育むとともに、外国人に対する偏見や差別の解消を目指して、『外国人の人権を尊重しよう』を年間強調事項の一つとして掲げ、1 年を通して全国各地で、講演会や研修会の開催、啓発冊子等の配布、各種イベントにおける啓発活動を実施している。

また、平成 25 年 5 月及び 10 月のヘイトスピーチに関する法務大臣記者会見での発言を法務省ホームページに掲載して、周知を図ったほか、全国の各法務局・地方法務局に対し、大臣発言を踏まえ、啓発活動に配慮するよう指示した。各法務局・地方法務局においては、民間企業における研修や中高生を対象とした人権教室において、『外国人の人権』に関する説明の機会を増やすなどした。

さらに、啓発冊子『人権の擁護（平成 25 年度版）』にヘイトスピーチに関連する記述を盛り込むとともに、地方公務員を対象とする人権啓発指導者養成研修において『外国人の人権』をテーマとする講義を設けるなどの啓発活動を実施した。

加えて、法務省ホームページに『外国人の人権』に関するページを新設したほか、平成 26 年 3 月にはインターネットバナー広告を実施するとともに、ポスター及びリーフレットを作成した。今後も『外国人の人権』に関する効果的な啓発活動を実施する予定である。」(P38 ~ 39)

同時に、外国人が明示された課題として、「その他の人権課題」のなかに「人身取引（トラフィッキング）事犯への適切な対応」という報告がある。外国人労働者問題、入国管理行政、女性に対する暴力などの観点から行われた政府広報が列挙されている（P52 ~ 54）。

また、白書は「人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等」（P56 ~ 59）として、検察職員、矯正施設職員、更生保護官署関係職員、入国管理関係職員、教員・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、消防職員、警察職員、自衛官、公務員全般など 13 に分類した特定職業従事者に対する外国人をめぐる課題を含む人権研修の実施状況をカテゴリーごとに報告している。ただ、主なテーマや延べ受講者数が明記されているものの、講師やカリキュラムに関する記述がないため詳細は不明だ。

加えて、「国の他の機関との協力」（P60）として、裁判官の人権研修の実施を報告している。司法研修所が裁判官に対する研修の際に人権問題に関する各種講義を設定しているとし、平成 25 年度（2013 年度）は 313 人が受講した。法務省が講師派遣するなどの協力を行った事例もある、と紹介している。

以上のように白書を読み進むと、政府は人権教育・啓発推進法に基づき市民および公務員に対して確かに啓発や研修に取り組んでいることが伺える。それにもかかわらず、国連から繰り返し勧告を受けているという実態があるのだ。

まず誰が人権を学ぶべきなのか

日本が人権教育推進のための法整備を行ったのは、人権教育が脚光を浴び、世界的に取り組みられた「人権教育のための国連 10 年」(1995～2004)の真只中であった。日本における「国連 10 年」の実施は、国や全国各地の自治体が行動計画を策定することで具体化され、人権教育・啓発という用語が行政的にも定着するに至った。その背景には、人種差別撤廃条約の締結を要請するとともに、人権教育の全国的な広がりをめざして取り組んだ部落解放運動をはじめとする市民運動の推進力が存在したのだ。国の自発的な施策によるものでは決してなかった。

そのような市民社会の努力にもかかわらず、日本政府が推進してきた人権教育は、「人権とは何か」について、そして人権を保護・推進する「責務の保持者は誰か」といった前提を明確にしないまま、「人権尊重」というスローガンを大看板に掲げることに傾注してきたといえないだろうか。政府、とりわけ法務省・文科省による人権教育の誤操作が続いてきたようだ。

人権教育・啓発推進法において、「人権教育の推進は、国・自治体・市民の責務」(第 1 条)としつつ、「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動」(第 2 条)と定義されている。人権教育のターゲットに向けた太いベクトルが「国民」=私人間に向かっている。まるで人権問題とは、私人間で起きる差別や人権侵害のみの事象であり、その防止や解決のために国や自治体が「国民」を啓発するものである、と読めてしまうのである。

人権は市民が学ぶだけでは不十分である。人権を実現する国や自治体の公権力を有する人びと、すなわち「責務の保持者」が人権保障の内実を十分に習得する必要があるのだ。したがって、人権教育は「市民の人権教育」と「責務の保持者の人権研修」が両輪として位置づけられなければならない。人種差別撤廃委員会が、政治家および公務員の人権意識を高めるための努力を強化するよう勧告する理由もそこにある。

人権教育は「思いやりの心」を育む教育でよいのか

政府は、『平成 26 年版人権教育・啓発白書』のなかで、「その時々々の社会情勢や人権侵犯事件の動向を勘案して、年度を通じて特に重点的に啓発するテーマを定め、共通の目標の下に組織を挙げて啓発活動を展開している。平成 25 年(2013 年)度は、啓発活動重点目標を『みんなで築こう 人権の世紀～考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心』と定め、21 世紀が「人権の世紀」であることを改めて思い起こし、国民一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、全ての人々が相互に共存し得る平和で豊かな社会の実現に向けた啓発活動を展開した」と報告している。

だが、実際には「重点的な啓発テーマ」が毎年考案されているわけではなく、長年にわたり全く同じテーマが設定されたままである。とりわけ法務省は、「思いやり」があたかも「人権」の同義語であるかのように随所で多用しているのだ。

人権は、生きる権利、表現の自由、働く権利、教育を受ける権利、そして差別されない権利などをはじめ憲法、国際人権条約、法律等で規定された具体的な権利の集合体である。そして、人権を保障するために法制度を整え、実施するのは国の義務なのである。国の責務を第一義的に考えず、市民同士の「思いやり」だけでは法務省が提唱する「人権の世紀」は築けない。

国連総会が1994年12月に採択した「人権教育のための国連10年」の決議文は、「人権教育とは、あらゆる発達段階の人々、あらゆる社会層の人々が、他の人々の尊厳について学び、またその尊厳をあらゆる社会で確立するための方法と手段について学ぶための生涯にわたる総合的な過程である」と明言している。

しかし、日本の学校（初等・中等教育など）で強調されている「人権教育」は、「思いやりを基礎とした人間関係づくり」ではなかろうか。確かに、友人を思いやる気持ちを育むことは大切だが、子どもたちは成長段階に応じて、自分や友人たちはどんな権利を持っていて、人権が守られるためにどのような規範があるのかについて学ぶことを人権教育の重点課題として位置づけるべきではなかろうか。

人種差別撤廃委員会が日本に勧告するヘイトスピーチ対策

話をヘイトスピーチに戻したい。

2011年12月、国連総会は「人権教育および研修に関する国連宣言」を採択した。人権教育をめぐる新たな国際基準である。その第4条は「人権教育と研修は、世界人権宣言と関連する条約や文書に基づき、次の目的のために行われなければならない」で始まり、「(a) 普遍的な人権の基準と原則に対する意識、理解、受容を高め、国際、地域、国内のレベルで人権と基本的自由を保障すること、(b) 誰もが他者の権利を尊重し、自分自身の権利と責任についても認識しているような、人権の普遍的な文化を築くとともに、自由で平和、多元的で誰も排除されない社会の責任ある一員として、人が成長するよう支援すること（後略）」と続いている。

この「宣言」は、人権教育は、国際人権基準に基づき、「多元的で誰も排除されない社会の責任ある一員として、人が成長するよう支援すること」などを目的に実施するよう国に求めているのである。

そのような原則を横目に、法務省はウェブサイトの「ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動」という新設ページで、2014年に実施したことを次のように列挙している。(1) 新聞広告による啓発、(2) ポスター・リーフレットによる啓発、(3) 交通広告（駅構内広告）による啓発、(4) インターネット広告による啓発、(5) 人権教室等の各種研修における啓発機会の充実、(6) 相談窓口の周知・広報の充実。

そこでは、前述の『平成26年版人権教育・啓発白書』の報告と同様に、「外国人の人権を尊重しよう」に象徴されるスローガンのもと、ヘイトスピーチを「人々に不安感や嫌悪感を与える差別的言動」と換言し、「人としての尊厳を傷つけるだけでなく、差別意識を生じさせることにつながりかねないもの」という極めて曖昧な文言に終始しているのである。

そのページには、2014年7月の国連自由権規約委員会による日本報告審査における総括所見（最終見解）と8月の国連人種差別撤廃委員会による同審査における総括所見において、日本政府にヘイトスピーチへの対処が勧告されたことにふれ、日本語訳が掲載されている外務省のウェブサイトへのリンクをとりあえず貼っている。しかし、法務省はこの二つの重要な勧告の具体的内容については一切言及や解説をしていないのである。

自由権規約委員会は、「ヘイトスピーチと人種差別」（パラグラフ12）と題して、「人種差別や憎悪の唱導、宣伝、またそのようなことを唱えるデモを禁止し、人種主義的攻撃を防止、処罰するための措置をとること」を日本に求めている。

人種差別撤廃委員会は、「ヘイトスピーチとヘイトクライム」（パラグラフ 11）と題して人種主義的ヘイトスピーチおよびヘイトクライムから守る必要のある被害を受けやすい立場にある集団の権利を守ることの重要性を思い起こすよう促したうえで、以下のような具体的で確固たる勧告を出している。

(a) 集会における憎悪および人種主義の表明並びに人種主義的暴力と憎悪の扇動に断固として取り組むこと、(b) インターネットを含むメディアにおけるヘイトスピーチと闘うための適切な手段を取ることで、(c) そうした行動に責任のある民間の個人並びに団体を捜査し、適切な場合は起訴すること、(d) ヘイトスピーチおよび憎悪扇動を流布する公人および政治家に対する適切な制裁を追求すること、(e) 人種差別につながる偏見と闘い、異なる国籍、人種あるいは民族の諸集団の間での理解、寛容そして友好を促進するために、人種主義的ヘイトスピーチの根本的原因に取り組み、教授、教育、文化そして情報の方策を強化すること。

国際人権基準に疎い日本

だが、驚くべきことに、人権条約監視機関からの勧告は、日本政府にはほとんど響いていない。安倍首相は 2014 年 10 月の臨時国会で、ヘイトスピーチについて「極めて残念で、あってはならないことだ」と述べ、「今後とも、一人ひとりの人権が尊重され、成熟した社会を実現するため教育や啓発の充実に努めていきたい」と語った。しかし、法整備の必要性に関して、「ヘイトスピーチとはいえ表現の自由とも関わりがある問題。各党との検討や国民的な議論の深まりを踏まえて考えていく」と答えるにとどまった。

法務省のウェブサイトに 2014 年 11 月に掲載された「ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動」のなかでは、「ヘイトスピーチに関する議論が活発となり、国会の審議においても、総理大臣や法務大臣から、現行法の適切な適用による対処と同時に、ヘイトスピーチに関する『啓発』の充実にについての言及があったところです」とだけ報告し、まるで勧告を無視するかのようさらりとかわしているのである。

国連は、ヘイトスピーチの標的になるマイノリティ集団やそれに属する人たちの人権を守るために、人種的憎悪の扇動を私人および公人に対して禁止・訴追・処罰するための施策を国に強く求めている。しかし、日本政府関係者は、人間としての尊厳を傷つけられ続けている被害者に対する「思いやりの心」を全く示すことなく、「表現の自由」を「建前」として加害者側に「寛容」な姿勢を買おうとしており、有効な対策を何も講じようとしていない。政府は、人種差別撤廃委員会が条約解釈として 2013 年 9 月に出した一般的勧告 35「人種主義的ヘイトスピーチと闘う」を真摯に受け留める必要がある。

「人種主義的ヘイトスピーチから人びとを保護するということは、一方に表現の自由の権利を置き、他方に集団保護のための権利制限を置くといった単純な対立ではない。すなわち、人種差別撤廃条約による保護を受ける権利を持つ個人および集団にも、表現の自由の権利と、その権利の行使において人種差別を受けない権利がある。ところが、人種主義的ヘイトスピーチは、犠牲者から自由なスピーチを奪いかねないのである」（パラグラフ 28）。

人種差別撤廃委員会はまた 2014 年 8 月の日本に向けた総括所見で、日本には人種差別を禁止する包括的な国内法がいまだに不在であることを懸念したうえで、人種差別撤廃条約に基づく包括的な「人種差別禁止法」を制定するよう促した。

人種差別に毅然と「ノー」を突きつける法規範がないことが、そして政府や政治家がそれを積極的に制定しようとしないうる姿勢が、日本の近隣諸国に対して、またそこをルーツとする在日外国人に対して敵意をいだく歴史修正主義者たちを勢いづかせているのだ。人種主義的ヘイトスピーチが出現し、それに共感してしまう根本原因のひとつは、歪んだ歴史認識や荒唐無稽な現状認識に基づくたくさんの言説が現実世界やサイバースペースを飛びかっていることに求めることができよう。それらにお墨付きを与えているのが、影響力のある政治家たちによる元「慰安婦」バッシングを始めとする歴史の歪曲である。そうしたなか、歪んだ歴史観がこれまで徐々に刷り込まれてきた在日韓国・朝鮮人などに対する偏見と交わり、人種主義的あるいは排外主義的な考えが表出するのである。

「人権教育および研修に関する国連宣言」のめざすもの

「人権教育および研修に関する国連宣言」第4条(e)は、「人権侵害と乱用の防止、およびあらゆる形態の差別、人種主義、固定観念化や憎悪の扇動、それらの背景にある有害な態度や偏見との闘いに貢献すること」と述べている。ここでいう人権教育の目的は、ヘイトスピーチを始めとする人種差別を撤廃する社会をめざす主体的な市民をつくることを意味する。すなわち、人種主義と闘う制度や規範をつくり、国際基準に則った人権教育の実施への推進力は市民の力にかかっているのである。

意識調査の最後の問15「地域や学校に外国人が増えることに、どのような影響があると思うか」の選択肢として、77.7%もの学生が「外国の言葉・文化・習慣に触れる機会が増えると思う」とし、62.6%が「地域や学校に多様性が生まれると思う」を選んでいる。過半数の学生が、外国人の増加をポジティブな側面からとらえているのである。一方、ネガティブな予測である「文化や習慣の違いから、地域でのトラブルが起これると思う」という答は33.4%に留まっている。また、市民社会で普遍的に駆け巡っている言説である「犯罪が増えると思う」は11.4%にすぎなかった。

これらの結果から、学生たちの多民族・多文化社会に対する柔軟な受容性や期待がみてとれる。正しい歴史認識の習得と並行して実践する国際基準に基づいた人権教育を地道に積み上げていくことへの希望と展開を信じたい。

〈参考文献〉

- 安田浩一、2012、『ネットと愛国－在特会の「闇」を追いかけて』講談社
- 前田朗編、2013、『なぜ、いまヘイト・スピーチなのか－差別、暴力、脅迫、迫害』三一書房
- 師岡康子、2013、『ヘイト・スピーチとは何か』岩波新書
- 中村一成、2014、『ルポ京都朝鮮学校襲撃事件－〈ヘイトクライム〉に抗して』岩波書店
- 樋口直人、2014、『日本型排外主義－在特会・外国人参政権・東アジア地政学』名古屋大学出版会
- 李信恵、2015、『鶴橋安寧－アンチ・ヘイト・クロニクル』影書房
- 在日コリアン青年連合（KEY）、井沢泰樹、2013、『ヘイトスピーチと歴史認識に関するアンケート調査報告書』

〈参考ウェブサイト〉 (いずれも 2015 年 1 月 5 日閲覧)

○法務省の文書

<http://www.moj.go.jp/content/000124193.pdf>

法務省・文部科学省編『平成 26 年版 人権教育・啓発白書 (平成 25 年度人権教育及び人権啓発施策)』
(2014 年 6 月 13 日)

<http://www.moj.go.jp/content/000124533.pdf>

平成 25 年度 人権教育及び人権啓発施策 第 186 回国会 (常会) 提出

<http://www.moj.go.jp/content/000126229.pdf>

法務省人権擁護局編『人権の擁護』(平成 26 年度版)

<http://www.moj.go.jp/content/000121139.pdf>

法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会編『外国人の人権を尊重しましょう』(平成 26 年度版)

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html

「ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動」(法務省人権擁護局、2014 年 11 月)

○国連関連の文書

http://tbinternet.ohchr.org/_layouts/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CERD%2fC%2fJPN%2fCO%2f7-9&Lang=en (UN)

Committee on the Elimination of Racial Discrimination, 'Concluding observations on the combined seventh to ninth periodic reports of Japan' (CERD/C/JPN/CO/7-9, 26, September 2014)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000060749.pdf> (外務省)

人種差別撤廃委員会「日本の第 7 回・第 8 回・第 9 回定期報告に関する最終見解」(CERD/C/JPN/CO/7-92, 2014 年 9 月 26 日)

http://tbinternet.ohchr.org/_layouts/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CCPR%2fC%2fJPN%2fCO%2f6&Lang=en (UN)

Human Rights Committee, 'Concluding observations on the sixth periodic report of Japan' (CCPR/C/JPN/CO/6, 20 August 2014)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000054774.pdf> (外務省)

自由権規約委員会「日本の第 6 回定期報告に関する最終見解」(CCPR/C/JPN/CO/6, 2014 年 8 月 20 日)

<http://www.hurights.or.jp/archives/promotion-of-education/post-5.html> (ヒューライツ大阪)

阿久澤麻理子訳「人権教育および研修に関する国連宣言」(A/HRC/RES/16/1, 2011 年 4 月 8 日)

<http://daccess-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N11/467/04/PDF/N1146704.pdf?OpenElement> (UN)

'United Nations Declaration on Human Rights Education and Training'

Resolution adopted by the General Assembly on 19 December 2011(66/137)

<http://www.hurights.or.jp/japan/shop/book/cover/pdf/%E5%9B%BD%E9%80%A3%E5%8B%A7%E5%91%8A%E5%86%8A%E5%AD%90.pdf> (ヒューライツ大阪)

反差別国際運動日本委員会・ヒューライツ大阪編集・翻訳『知ってほしいーヘイトスピーチについて 使ってほしいー国連勧告を：人種差別撤廃委員会一般的勧告 35 と日本』

http://tbinternet.ohchr.org/_layouts/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CERD%2fC%2fGC%2f35&Lang=en (UN)

Committee on the Elimination of Racial Discrimination 'General recommendation No. 35-Combating racist hate speech' 26 (CERD/C/GC/35, September 2013)